

企画県土警察常任委員会資料

(平成24年2月22日)

[件名]

○ 運転免許事務の取扱いの一部変更について

..... 1

(交通部運転免許課)

警 察 本 部

運転免許事務の取扱いの一部変更について

平成24年2月22日

警察本部

(交通部運転免許課)

1 理由

道路交通法施行令及び同法施行規則が改正されたこと等に伴い運転免許事務の取扱いの一部変更を行うもの。

2 開始

平成24年4月1日(日)

3 一部変更内容

(1) 運転経歴証明書受付事務

○ 道路交通法施行令及び同法施行規則が次のとおり改正された(平成24年4月1日施行)。

① 運転経歴証明書の交付を受けられる期間の延長

改正前の「免許の自主返納後1か月以内」が「免許の自主返納後5年以内」に延長

② 運転経歴証明書の記載事項変更の届出義務の新設

住所、氏名等の記載事項に変更が生じたときは、住所地を管轄する公安委員会に届け出ることを義務付ける。

③ 運転経歴証明書の再交付申請、返納義務の新設

運転経歴証明書を亡失、滅失、汚損又は又は破損したときは、再交付を申請することができる。

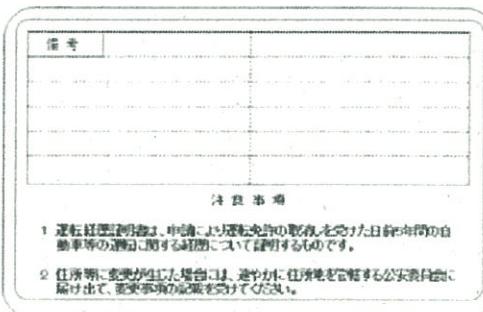
また、免許を受けたとき又は運転経歴証明書の再交付を受けた後に亡失した経歴証明書を発見したときは、住所地を管轄する公安委員会に返納することを義務付ける。

○ 改正に伴い運転経歴証明書の記載事項変更、再交付、返納の受付事が新たに加わる。

(表面)



(裏面)



(2) ICカード免許証への住所の電磁的記録の開始

全国一斉に本年4月1日からICカード免許証への住所の電磁的記録が開始される。

このため、住所変更に係る「記載事項変更の届出事務」の取扱いは、各地区の運転免許センター並びに各警察署及び幹部派出所で行い、交番・駐在所での受理は廃止。

4 広報の実施

県警察ホームページ並びに警察広報紙等により県民への周知を図る。